



鳥羽志摩記者クラブ
加盟報道機関 各位

令和 4 年 7 月 2 6 日 (火)

【照会先】

鳥羽市市民課

担当：片岡 憲明・松川 亮

TEL 0599-25-1126

とば市民応援券事業について

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者への支援

- 概 要 : コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者の支援を目的として、市内での買い物に使用できる「とば市民応援券」を全市民に配付するとば市民応援券事業について、7月29日議会に議案を提出します。
- 対 象 者 : 約 17,500 人 (9月1日現在住民登録のある方)
- 金 額 : 1人あたり 10,000 円
- 使用期間: 令和4年11月中旬～令和5年1月中旬 (予定)
- 対象店舗: 全業種 (事業所登録をしたところ)

※登録方法等については、広報とば9月1日号で周知予定。

※全市民を対象としているため、事業所登録および応援券の発送準備、配布には、基準日から使用開始日まで3ヶ月弱の期間がかかる見込みであることから、事業の詳細については、広報とば11月1日号で周知する予定です。

注意事項

- ・ 情報提供は、Fax (☎26-5241) または e-mail (kisya@city.toba.lg.jp) で構いませんが、持参する場合は資料 6 部ご用意ください。併せて秘書係にも 1 部 (メールでも可) 資料提供をお願いします。
- ・ 提供していただいた資料は加盟各社 (13 社) に一斉 Fax します。
 - 新聞社 → 朝日・伊勢・中日・毎日・読売・共同
 - TV → CBC・NHK・ZTV・中京・東海・名古屋・三重

※早めの資料提供によりイベント当日だけでなく、告知記事を載せてもらえる場合もあります。

広く周知する手段として積極的にプレスリリースを活用して下さい。

生活困窮者支援活動団体助成事業／予算要求額：5,500千円

※「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により積み増された「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」を活用予定

【事業の趣旨】

- ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の強化をはじめ、多様化する地域課題に対応するための経済的支援（住居確保給付金、生活福祉資金、生活困窮者自立支援金等）を行うとともに、多機関連携事業によりこれらの課題に対応してきた。
- ・上記相談内容については、新型コロナウイルス感染症の影響によるものが多く、今後は物価高騰の影響によって生活困窮者の増加も危惧される。
- ・これらの課題に対応するためには、これまで積み上げてきた多機関連携体制を活用しながら、独自で活動するセーフティネット支援を行う地域団体を支援できる仕組みを構築することで、生活困窮者等の更なる支援につなげていく必要がある。

【事業概要】

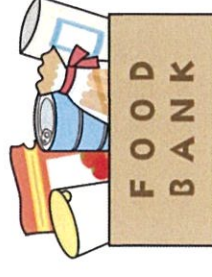
○新型コロナウイルス感染症の影響や、今般の物価高騰の影響により生じる生活困窮支援のニーズ増大に対応した地域活動団体等の活動に対して、その活動経費の一部を支援する。

支援対象想定団体

- ・市自立相談支援機関と連携が図られている、生活困窮者支援等を行う地域団体（NPO法人、社会福祉法人、民間団体等）

支援活動イメージ

- ・子どもの居場所づくりや生活習慣改善を目的とした食事提供及び物資支援活動（子ども食堂、フードバンク等）
- ・町内会、自治会等が実施する地域づくり活動（社会参加支援、居場所づくり、見守り活動等） 他



助成額及び対象経費

- ・助成額／1団体あたり50万円（上限・定額）※11団体程度を想定
- ・対象経費／事業の趣旨を鑑みた事業実施に必要と認められた経費（物品購入費、場所の借上料、啓発用パンフレットの作成費等）

Press Release

鳥羽志摩記者クラブ
加盟報道機関 各位

令和 4 年 7 月 2 6 日 (火)

【照会先】

鳥羽市水道課

担当：河原光寿

TEL 0599-26-2780

タイトル 水道基本料金の免除（3 ヲ月）に関する議案の提出について （サブタイトル）物価高騰等により新たな苦境に立たされている方々への負担軽減

- 概 要 : 市民生活や地域経済がコロナ禍からの回復を目指している中で、昨今の物価高騰等により新たな苦境に立たされています。
こうしたことへの対策として、3 ヲ月間の水道基本料金を免除することにより、生活者や事業者の負担軽減を図ることを目的に7 月 2 9 日会議に議案を提出します。
- 期 間 : 令和4 年8 月～1 0 月の使用分（3 ヲ月間）
※令和4 年9 月～1 1 月検針分
- 対 象 者 : 8, 7 7 9 件（令和4 年6 月検針分）
※官公署を除く全使用者
- 所 要 額 : 約4 1, 2 6 0 千円

資料1 口径別の基本料金免除額と件数

メーター 口径	基本料金 (税込み)	3 ヲ月分 ※1 件の免除額	件数
13 mm	1, 155 円	3, 465 円	8, 037 件
20 mm	1, 859 円	5, 577 円	499 件
25 mm	3, 674 円	11, 022 円	133 件

資料2 種別件数

種別	件数
家事用	7,987 件
官公署用	154 件
営業用	776 件

40 mm	17, 534 円	52, 602 円	68 件
50 mm	28, 974 円	86, 922 円	32 件
75 mm	57, 640 円	172, 920 円	4 件
100 mm	86, 570 円	259, 710 円	6 件
合計	—	—	8, 779 件

工業用	11 件
臨時用	1 件
船舶用	4 件
合計	8,933 件

※官公署用を除く合計：8,779
件



鳥羽市キャッシュレス決済推進事業

鳥羽のお店をキャッシュレスで応援

まるとく

とば **得** キャンペーン

最大

20 %
還元!!

期間中の還元額上限：各社10,000円（相当）

- ・ 1回の決済あたり1,000円を上限
- ・ 令和4年4月1日以降にキャッシュレス決済を新規または追加で導入した店舗に2万円の奨励金

キャンペーン期間：2022.10.1(土)～11.20(日)



鳥羽の日、鳥羽の月と同時スタート

担当：鳥羽市農水商工課(25-1156)

鳥羽市 キャッシュレス決済推進事業奨励金

新型コロナウイルス感染症の防止を図るため、現金によらない決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）を導入する市内の店舗に対してキャッシュレス決済推進事業奨励金を支給する。

対象者

- ①市内にて営利目的等により店舗、事業所を置く事業者
- ②令和4年4月1日以降にキャッシュレス決済を初めて導入又は追加で導入した事業者
- ③店舗等において、キャッシュレス決済を3ヶ月以上運用する事業者

※「キャッシュレス決済」とはクレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済及びその他の電子的な決済手段であって、購買を繰り返して利用できるもの

奨励金額

1事業者につき2万円の奨励金

申請受付開始 (予定)

令和4年9月1日～

添付資料

- ①令和4年4月1日以降にキャッシュレス決済を導入したと証する書類の写し
- ②事業所の所在を証する書類の写しなど

問い合わせ先:鳥羽市農水商工課(25-1156)